

# 労働時間管理の基礎知識と 実務における留意点セミナー

開催のご案内

「労働時間」は、労働契約において労働者が義務付けられる「労務提供」の量を画するものであり、労働契約における労働者の負担を大きく左右する重要な概念です。この観点から、労働時間規制には過重労働の防止という側面があります。他方で、私生活におけるプライベートな時間の境界を画するのをもまた、この「労働時間」という概念です。この観点から、労働時間規制には、ワークライフバランスの実現という側面もあるといえます。

これらの側面を踏まえて、働き方改革・多様な働き方の推進のための諸施策の一環として改正が行われ、本年4月以降においても中小企業に適用を除外されてきた月60時間を超える時間外労働の割増賃金率が引き上げられるなど、労働時間規制は、次々と新たな姿に変容しています。

このような労働時間規制をめぐる社会情勢を踏まえれば、企業には労働時間管理を通じて従業員の健康を維持促進するとともに、ワークライフバランスをも実現していくことが求められており、労働時間管理はもはや企業にとって社会的責務といっても過言ではありません。

労働時間を適正に管理するには、「労働時間」とは何かを正しく理解し、どのような法規制がなされているのかを改めて再確認することが出発点です。そこで、当協会では、このような労働時間の基礎知識を改めて確認し、労働時間管理の適切な実務対応を習得する機会としていただくために、下記によりセミナーを企画いたしました。

この機会に、是非ともご参加いただきますようご案内申し上げます。

## 記

- \* 日 時：令和5年12月1日（金）13：30～17：00
- \* 会 場：広島商工会議所ビル307号室（3階）＜広島市中区基町5-44＞  
※会場に駐輪場・駐車場はありません
- \* 参加費：広島経協会員 1名 7,000円 会員外 1名 10,000円  
※資料代を含む
- \* 定 員：30名
- \* 申込締切：11月24日（金）但し、定員になり次第締め切らせていただきます。
- \* その他：①参加費は申込み後、お早目に次の口座にお振込み下さい。なお、振込手数料は、参加費に含まれておりませんので、各自ご負担願います。
  - ・広島銀行本川支店 広島県経営者協会 普通預金口座（No.0288624）
  - ・もみじ銀行広島中央支店 広島県経営者協会 普通預金口座（No.1855314）②締切日以降の取消及び欠席の場合でも参加費は申し受けます。  
③領収書の発行は省略し「振込金受取書」又は「お取引明細票」を領収書に代えさせていただきます。

講 師

石 崎 ・ 山 中 総 合 法 律 事 務 所 パ ー ト ナ ー 弁 護 士 塚 越 賢 一 郎 氏



東京大学法学部卒業。2009年弁護士登録。幅広い分野で活躍され、特に労働法分野の実務対策には明るい。セミナーの講師としてもわかりやすい解説が定評。

主な著書に「個別労働紛争解決の法律実務」(共著)「労働契約解消の法律実務〈第2版〉」(共著)等多数

《 講 習 内 容 》

- 1) 「労働時間」の概念
- 2) 法定労働時間、休憩、法定休日、深夜労働の規制
- 3) 労働時間の上限規制（36協定）と割増賃金の機能
- 4) 労働時間把握のための留意点
- 5) テレワーク、兼業・副業における労働時間管理の留意点
- 6) 変形労働時間制・フレックスタイム制における留意点
- 7) 事業場外みなし制・裁量労働制における留意点

□ 申込み・問合せ先： 広島県経営者協会

〒730-0011 広島市中区基町 5-44 広島商工会議所ビル 6 階  
 TEL 082-221-6844 FAX 082-221-6830  
 E-mail: [info@hiroshima-keikyo.jp](mailto:info@hiroshima-keikyo.jp) <http://www.hiroshima-keikyo.jp>

必要事項をご記入の上、切り取らずこのままFAXにてお送り下さい

広島県経営者協会 行  
(FAX 082-221-6830)

※労働時間管理の基礎知識と実務における留意点セミナー (12/1)参加申込書

会 社 名

所 在 地 〒

申込担当者役職氏名

T E L

F A X

役職 (所属) 名	氏 名	役職 (所属) 名	氏 名

※参加費 円× 名= 円は、 月 日付、 広銀 ・ もみじにて振込みます。

ご記入いただいた内容は、本事業に関する確認・参加者名簿の作成等に使用させていただきますが、その他の目的での使用は一切ございません。